

豊中市立彩葉中学校併設産業振興施設貸付公募にかかる質問と回答

NO	募集要項の 該当ページ	質問内容	回答
1	3. 1. 使用用途 (9ページ)	特殊建築物に該当するスポーツ練習場の具体的な施設を教えてください。	建物の利用方法によって取り扱いが変わることがありますので、一概にはお答えしかねます。 具体的な利用方法を決めてから提案申込までの間に産業振興課までご連絡いただきましたら、建築審査課に相談できるようセッティングします。 なお、本公募に関する事項について、消防局事前協議を除き、産業振興課への連絡なく他課に相談することはご遠慮ください。
2	3. 2. 貸付期間 (9ページ)	貸付期間について、1年間を終えて再契約する場合、何年間まで可能か。	事業内容や建物状況を踏まえて双方協議のうえ決定します。 本市の今後の事業方針にもよるため、具体的に何年間まで可能かは現時点で決められませんが、契約期間中に次年度以降の再契約について協議し、再契約時の貸付期間も含めて決定していく予定です。貸付料を減免する場合には、再度議会承認が必要となります。
3	3. 4. 貸付料等 (10ページ)	水道光熱費のうち上下水道料金について、4,000円は高すぎる。借用スペースに水道はなく、主にはトイレ利用のみだと思いが、これについては変わることがないのか。	上下水道料金の月額4,000円（税込）につきましては、すでに実施中の旧野田小学校跡地暫定利活用事業における貸付公募での設定額を参考にしています。 本貸付における水道利用は、共用部にあるトイレおよび手洗い場の利用によるものが想定されますが、募集要項にも記載のとおり、算定方法については、今後の彩葉中学校と合わせた使用料金を勘案し、必要に応じて適宜見直しを図る予定です。
4	3. 4. 貸付料等 (10ページ)	駐車場について、一時的な来客や宅配業者などの駐車スペースはあるか。	他の入居事業者や彩葉中学校の車両の出入りに支障がない範囲で、空きスペースを使用していただくことは差し支えありません。ただし、台数が多くなる場合や、長時間の駐車となる場合には、事前に申し出ください。事業内容上、来客が想定される場合には、少なくとも1台分の駐車場を借りていただくようお願いします。
5	3. 5. 建物・設備および使用方法 (11ページ)	①施設利用可能時間の閉校時間帯について、入居事業者のみの出入りを原則とするとはどういうことか。	関係者以外や不審者が侵入することがないように、人の出入りを入居事業者の責任において管理することを求めています。必ずしも、土日祝等の閉校時間帯におけるイベント開催等を制限するものではありませんが、大人数が集まるようなイベント等を開催する場合には事前に報告を求めます。
6	4. 応募資格 (13ページ)	グループでも応募可能とのことだが、他の法人（グループ会社）とのグループ応募も可能か。	可能です。 複数の事業者から成るグループの場合は幹事となる事業者を決めていただき、幹事事業者が代表して応募してください。幹事事業者は本貸付において市に対する代表窓口となり、定期建物賃貸借契約における契約者となります。 また、グループの構成事業者すべてが4.応募資格にある要件を満たす必要がありますので、【様式4】は全構成事業者分を提出ください。
7	7. 5. 審査基準 (16～17ページ)	評価項目において、地域経済への波及効果や学校教育活動との連携が求められているが、学校施設（運動場、体育館、プール）をどの程度利用できるのか。利用できるとしたらどのくらいの頻度か。前もって利用することが確定できれば、イベントをしたり、集客することもできると思うが、優先的に押さえられたりできるものなのか。	学校教育活動が優先になります。今後、教育活動等に支障のない範囲で学校、教育委員会との協議により使用することは可能です。
8	7. 5. 審査基準 (16～17ページ)	評価項目において、地域経済への波及効果や学校教育活動との連携が求められているが、入居者は学校から何か求められりするのか。求められたとして、それが業務になるような場合、学校から仕事として受託するというイメージでよいのか。また、求められなかったとしても「こういうことがこれくらいの費用でできる」という提案はしても良いのか。	本公募は、彩葉中学校から入居事業者に何か求めることを前提とするものではありません。また、産業振興施設であることから、事業活動の継続性や将来性、市場性なども評価します。事業者の皆さまが本施設に入居し事業活動を行うにあたり、本市の掲げる目的や彩葉中学校との関わりを事業活動に組み込んでいただいた結果、双方に好影響があり、市内産業の振興や地域経済の活性化につながることを期待しています。
9	様式1	消防局事前協議について、どのような事業内容・計画であっても必要か。	事業内容・計画に関わらず、すべての申込にあたり消防局との事前協議を実施し、議事録を作成して提出してください。 募集要項の3. 5. 建物・設備および使用方法④付帯設備等（11～12ページ）に記載のある、追加の防火設備の必要性について判断するための資料となります。
10	様式2	管理運営体制について、入居事業者側で防火管理者（有資格者）を設置する必要があるか。	必要ありません。
11	その他	照明器具は蛍光灯か、LEDか。	照明器具は蛍光灯を使用しています。なお、現在、施設内の照明のLED化に向け、公募を実施しているところです。
12	その他	設置する設備の重さはどの程度まで可能か。（教室床の耐荷重はどのくらいか。）	建設当時の構造計算書では床荷重として230kg/㎡を想定荷重として計算し、設計されています。通常、学校教育に必要とされる什器や物品類は設置可能ですが、重量のある什器や物品等を設置する場合は、個別に相談をお願いします。
13	その他	部屋ごとに鍵を施錠することは可能か。	可能です。 各室前後2ヶ所の出入口（引違扉）に鍵が付いています。
14	その他	各室のコンセントの数と配置を教えてください。また、各室毎に使用できる電力の上限はあるか。	各教室に、3～4か所、コンセント(2極15A×2口)を設けています。募集要項の貸付対象物件図面に位置を追記しました。 なお、各室300VA(300W程度)は原則超えない範囲でご利用ください。